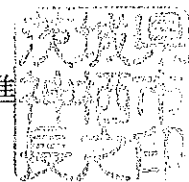


神栖市告示第 14 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画ごみ焼却場を変更したので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 25 日

神栖市長 石 田 進



- 1 都市計画の種類  
ごみ焼却場 (4号新可燃ごみ焼却場)
  
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
神栖市 東和田 の一部
  
- 3 縦覧場所  
神栖市都市整備部都市計画課

## 鹿島臨海都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更(神栖市決定)


都市計画ごみ焼却場に4号新可燃ごみ焼却場を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
4	新可燃ごみ焼却場	神栖市東和田	約 10,000 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

将来的なごみ処理の安定化を図り，効率的な施設配置を実現するため，本案のとおり都市計画ごみ焼却場を追加するものである。



4号新可燃ごみ焼却場  
A=約10,000㎡

3号神栖町クリーンセンター  
A=約16,000㎡

5号砂山都市緑地

凡 例	
今回決定(変更)分	<span style="color: red;">—</span>
既 決 定	<span style="color: black;">—</span>

